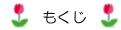
令和8年度4月入園 保育園・認定こども園 入園手続きのご案内



1. 保育園・認定こども園とは?	
(1) 保育園・認定こども園のちがい	P.1
(2)教育・保育給付認定とは	P.1
(3)2・3号認定の「保育を必要とする事由」と利用時間	P.2
(4)1号認定の預かり保育無償化(施設等利用給付認定)について	P.2
(5)保育料・給食費(副食費)について	P.3
2. 入園申し込みについて	
(1)保育園・認定こども園(2・3号認定)の場合	···P.4
(2)認定こども園(1号認定)の場合	···P.6
(3) 入園調整について	···P.6
(4) 育児休業中の申し込みについて	P.7
(5) 求職活動での申し込みについて	···P.8
(6)保育士等として就労(予定含む)する場合	···P.8
(7) お子さんの発達や健康状態に不安がある場合	P.8
3. 入園申込書類について	
(1) 公立保育園または私立保育園の場合	P.9
(2)認定こども園(2・3号認定)の場合	···P.10
(3)認定こども園(1号認定)の場合	···P.10
(4)「保育を必要とする事由」別の添付書類	···P.11
(5) 保育料算定基礎資料の添付書類	…P.12
(6)個人番号(マイナンバー)の取り扱いについて	…P.14
(7) 申し込み時の注意事項	…P.15
(8) 各種様式の市ホームページ掲載について	P.15

幼稚園または認可外保育施設への入園を希望される場合は、各園に直接お問い合わせください。

上越市 こども・子育て部 幼児保育課 保育係 TEL: 025-520-5720

1. 保育園・認定こども園とは?

(1) 保育園・認定こども園のちがい

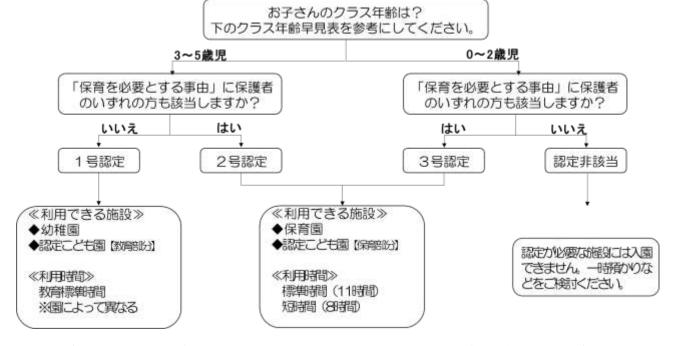
施設区分	概 要
保 育 園	◆就労などのため家庭で保育ができないなど、 <u>保護者のいずれもが</u> 「保育
	を必要とする事由」に該当する場合、お子さんを保育する施設。
	◆O 歳児から 5 歳児までが利用できます。
認定こども園	◆幼稚園と保育園の機能をあわせもち、教育と保育を一体的に行う施設。
◆教育部分(1号認定)と保育部分(2・3号認定)があります。	
	◆教育部分は家庭の状況によらず、満3歳から5歳児までが利用できます。
◆保育部分は保育園と同様に、「保育を必要とする事由」に該当する場	
	O 歳児から 5 歳児までが利用できます。

- ※受入可能年齢は園によって異なります。
- ※「保育を必要とする事由」の詳細は2ページを参照してください。



(2)教育・保育給付認定とは

教育・保育給付認定(以下「**認定**」といいます。)とは、保育園や認定こどもに入園する際に必要となり、お子さんの年齢や保護者の就労状況等により1号認定・2号認定・3号認定に区分されます。下記のフローチャートからお子さんの認定区分をチェックしてみてください。



※「保育を必要とする事由」に該当する場合でも、幼稚園や認定こども園の教育部分を希望することができます。その場合は1号認定となります。

令和8年度 クラス年齢早見表			
クラス年齢	お子さんの生年月日		
0歳児	令和7年(2025年)4月2日~		
1歳児	令和6年(2024年)4月2日~令和7年(2025年)4月1日		
2歳児	令和5年(2023年)4月2日~令和6年(2024年)4月1日		
3歳児	令和4年(2022年)4月2日~令和5年(2023年)4月1日		
4歳児	令和3年(2021年)4月2日~令和4年(2022年)4月1日		
5歳児	令和2年(2020年)4月2日~令和3年(2021年)4月1日		

(3) 2・3 号認定の「保育を必要とする事由」と利用時間

2号認定または3号認定を受けるには、保護者のいずれもが下表の「保育を必要とする事由」のうちいずれかに該当することが必要です。就労等の状況によって、市が「保育標準時間(11時間)」または「保育短時間(8時間)」の認定をします。

間 120 時間以上就労している場合 等 引 120 時間以上就労している場合 等 引 120 時間未満の就労または短時間を希望した場合
時間 音望した場合は短時間も可
問または短時間 管害等級や傷病の状況による
間または短時間 1護・看護の状況による
指間 音望した場合は短時間も可
問 3 120 時間以上就学している場合 等 引 3 120 時間未満の就学または短時間を希 引した場合
間
時間または短時間 家庭等の状況による

[※]保護者のいずれかが短時間に該当する場合は短時間となります。

(4) 1号認定の預かり保育無償化(施設等利用給付認定)について

1号認定のお子さんに対して、教育標準時間を超えて行う保育を「**預かり保育**」と言います。 「預かり保育」は「**施設等利用給付認定」**を受けると無償化の対象となります。

「施設等利用給付認定」を受ける条件は下表のとおりです。

認定区分	対象児童の条件	無償となる 金額の上限	支給に係る施設	
新 1 号認定	満3歳以上の児童	25,700円/月	上越教育大学附属幼稚園	
新2号認定	3 歳児以上で「保育を必要とする事由」に保護者のいずれも該当する児童	11,300円/月		
新3号認定	市町村民税非課税世帯の3歳児未満 で「保育を必要とする事由」に保護者 のいずれも該当する児童	16,300円/月	 認定こども園(教育部分 	

※ただし、1日あたり450円まで

(5) 保育料・給食費(副食費) について

保育料はお子さんの年齢、利用時間、保護者の所得に応じて算定されます。また、幼児教育・保育の無償化により、1号認定(満3歳以上)・2号認定(3歳児以上)の保育料は無料です。

1・2号認定のお子さんは、給食費(副食費)が実費負担(金額は園によって異なります)となります。保育料は「令和8年度保育認定(2号・3号認定)月額保育料表【案】」(市ホームページ掲載)、給食費(副食費)は別紙「令和8年度保育園・認定こども園【2号認定・3号認定】一覧(予定)」を参照してください。1号認定の給食費(副食費)は各園にお問い合わせください。

≪2号認定・3号認定…保育園・認定こども園(保育部分)≫

クラス区分	保育料	給食費(副食費)	備考
O~2 歳児	月額保育料表による	保育料に含まれる	多用バフ も六国のユ
3~5 歳児	全園児無料	実費負担	通園バス、私立園の入 園料等は実費負担
3,90 脉元	土地元無料	※免除については下表参照	図付守は大貝只担

≪1号認定…認定こども園(教育部分)≫

クラス区分	保育料	給食費(副食費)	備考	
満 3 歳 (未満児)	満3歳の誕生日の前日の翌月から無料	実費負担	通園バス、私立園の入	
3~5 歳児	全園児無料	一※免除については下表参照	園料等は実費負担 	

【給食費(副食費)の免除制度】

下記の表に該当するお子さんは、給食費(副食費)が免除となります。

	区分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯		0	0	0
市民税非課税	市民税非課税世帯		0	0
年収 360 万円	日未満相当世帯			
	うちひとり親世帯等※1	0	0	0
	その他	0	0	0
年収 470 万円未満相当世帯				
	うちひとり親世帯等※1	0	0	0
	その他	×	0	0
年収 470 万円以上相当世帯		×	×	〇条件有※2

- ※1 「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者(いわゆる母子世帯・父子世帯)または保護者若しくは保護者と同一世帯に属する者が下記のア〜オに該当する世帯です。
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 - オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- ※ 2 年収470万円以上相当世帯は、認定により条件が異なります。
 - 教育・保育給付認定の 1 号認定→<u>小学校 3 年生</u>までの最年長児を第1子としてカウント
 - 教育・保育給付認定の2・3号認定→小学校就学前までの最年長児を第1子としてカウント

2. 入園申し込みについて

(1) 保育園・認定こども園(2号認定・3号認定)の場合

1次申し込みから入園までの流れ

8月25日頃

市ホームページ及び広報上越9月号に1次申し込みの概要を掲載します。

9/1(月)~10/31(金) ※期限厳守≪期限を過ぎた場合、申込を受け付けることができません≫ 1次申し込みを受け付けます。第1希望の園で申込書類を受け取り、必要書類を全て揃え、書類を 受け取った園に提出してください。書類を受け取った園と別の園に申し込みを希望する場合、書類を 受け取った園に一度書類を返却(または申込をしない旨を連絡)し、申し込み希望園で別途書類を受け取ってください。

≪1次申し込み時の注意事項≫

- ◆1次申し込み期間中にまだ生まれていないお子さんは、申し込みはできません。出生後、2次申し込みまたは随時申し込みをしてください。
- ◆保護者の方のどちらかが育児休業を取得している場合で、令和8年4月以降、転職や退職等を 検討している場合は、「保育を必要とする事由」は「求職活動」となります。

12月上旬頃

各園における年齢別の定員を超過した場合、「入園選考の基準・保育の必要性の認定基準」(市ホームページ掲載)をもとに、指数による書類審査を行います。審査の結果、入園調整の対象となったお子さんのみ保護者の方へ電話連絡にて、第2~5希望の園(希望外の園となる可能性もあります)の中で入園調整を行います。

12月下旬頃

入園調整終了後、入園決定通知書を送付します。

- ◆公立保育園・私立保育園に入園決定した方…市から直接入園決定通知書を送付します。
- ◆認定こども園に入園決定した方…各園から入園決定通知書を送付するため、送付時期が多少前後 する可能性があります。

令和8年1~2月頃

入園説明会を各園にて実施します。開催日時等は各園より通知します。

≪5月1日までに育休から復帰予定として申込された方のみ≫

入園説明会で「**復職(予定)証明書」**を配布します。期限(3月中旬頃予定)までに園へ提出してください。

3月31日(火)まで ≪市外から転入予定の方のみ≫

市外から転入予定の方は、必ず住民票を上越市にうつしてください。

4月1日(水)

ご入園おめでとうございます。

2次申し込み・随時申し込みから入園までの流れ

(※各申込み期間は現時点での予定のため変更となる場合があります)

令和8年1月23日頃

市ホームページ及び広報上越2月号に2次申し込みの概要を掲載します。

2/2(月)~12(木) ※期限厳守≪期限を過ぎた場合、申込を受け付けることができません≫

2次申し込みを受け付けます。第1希望の園で申込書類を受け取り、必要書類を全て揃え、書類を 受け取った園に提出してください。書類を受け取った園と別の園に申し込みを希望する場合、書類を 受け取った園に一度書類を返却(または申込をしない旨を連絡)し、申し込み希望園で別途書類を受 け取ってください。

≪2次申し込み時の注意事項≫

- ◆すでに他園に入園決定している場合、**入園辞退届の提出が必要です**。入園決定している園へ申 し出てください。
- ◆入園決定通知後に辞退等により空きが出た場合、入園調整を行った園であっても2次申し込みを受け付ける場合があります。ただし、入園調整となったお子さんは繰り上げ入園とはなりません。

2月中~下旬頃

各園における年齢別の定員を超過した場合、1次申し込みと同様の手順で入園調整を行います。 入園調整終了後、入園決定通知書を送付します。

3/2(月)~12(木) ※期限厳守≪期限を過ぎた場合、4月2日以降の入園となります≫

随時申し込みを受け付けます。**入園希望の園にて申込書類を受け取り**、必要書類を全て揃え、書類を受け取った園に提出してください。先着順のため入園調整は行いません。

入園決定通知書は3月下旬に送付します。

≪随時申し込み時の注意事項≫

- ◆随時申し込みを受け付ける園は、2月下旬頃に市ホームページに掲載します。
- ◆すでに他園に入園決定している場合、**入園辞退届の提出が必要です**。入園決定している園へ申し出てください。

3月中~下旬頃 ≪5月1日までに育休から復帰予定として申込された方のみ≫

2次・随時申し込みの方は、入園決定通知書と一緒に「**復職(予定)証明書」**を送付します。 期限(3月中~下旬頃予定)までに園へ提出してください。

3月31日(火)まで ≪市外から転入予定の方のみ≫

市外から転入予定の方は、必ず住民票を上越市にうつしてください。

4月1日(水)

ご入園おめでとうございます。

(2) 認定こども園(1号認定)の場合

1号認定 申し込みから入園までの流れ

各園の申し込み期間内で、各園にて申し込み手続きを行ってください。

詳細は入園を希望する園にお問い合わせください。

≪申し込み時の注意事項≫

◆保育園・認定こども園(2・3号認定)との併願は可能です。その場合、どちらを第1希望と するか申し込み先の園に必ず伝えてください。

【例】〇〇認定こども園(2号認定)を第1希望、〇〇認定こども園(1号認定)を第2希望。 ※申し込みはそれぞれの別の園でも可能ですが、それぞれの園に希望の優先順位を伝えてくだ さい。

12月下旬頃

教育・保育給付認定の認定通知書を送付します。各園から送付するため、送付時期は多少前後する可能性があります。

令和8年1~2月頃

入園説明会を各園にて実施します。開催日時等は各園より通知します。

3月31日(火)まで ≪市外から転入予定の方のみ≫ 市外から転入予定の方は、必ず住民票を上越市にうつしてください。

<u>4月1日(水)</u>

ご入園おめでとうございます。

(3) 入園調整について

①入園調整の対象園について

対象となる園	公立保育園・私立保育園・認定こども園(2・3号認定)
対象外の園 ※市(幼児保育課)で入園申し込み を受け付けないため	認定こども園(1号認定)・公立幼稚園 上越教育大学附属幼稚園・企業主導型保育園

②入園調整に係る留意事項

- ◆申し込み時の「保育を必要とする事由」に虚偽があった場合、入園決定取り消し処分となる 場合があります。
- ◆入園決定後、辞退等により空きが出た場合でも、**調整対象となったお子さんは繰り上げ入園にはなりません**。空きが出た園への入園申し込みを希望する場合は、すでに入園決定している園に入園辞退届を提出してください(空きが出た園に必ず入園できるとは限りません)。
- ◆「入園選考の基準・保育の必要性の認定基準」(市ホームページ掲載)以外の基準はありません。

(4) 育児休業中の申し込みについて

保護者のいずれかが育児休業中の場合、家庭において保育が可能なことから、「保育を必要とする事由」に該当しないため、保育園・認定こども園(2・3号認定)への入園はできません。ただし、お子さんの入園後、1 か月以内に復職することを前提条件として、「保育を必要とする事由」を「就労」として申し込むことが可能です。なお、入園調整において加算対象(指数1)となります。

①手続きに必要な書類

- ◆育児休業からの復職についての誓約書 **※申込書類受け取り時に各園にて申し出てください**
- ◆復職(予定)証明書

②入園までの手続きの流れ

勤務先に育児休業からの復職時期について相談する。

※令和8年5月1日までに必ず復職することが必要です。



入園申込書類中の「育児休業からの復職についての誓約書」の事業所等記入欄を、勤務先から記入してもらう。



「育児休業からの復職についての誓約 書」の本人記入欄を記入する。



他の入園申込書類と一緒に第1希望の 園に提出する。



※自己都合による辞退職、転職をした場合、入園取り消し処分となる可能性があります。また、再度育休延長した場合も同様です。



令和8年4月1日 入園



「復職(予定)証明書」を期限まで (3月中~下旬頃)に園へ提出する。



「復職(予定)証明書」に勤務先から記入してもらう。

※1次申込の場合は入園説明会にて対象者へ配布。2次申込以降は入園決定通知書と一緒に送付します。

(5) 求職活動での申し込みについて

保護者のいずれかが、入園申込時または入園申込受付期限日時点では求職活動中であったが、 入園決定までに就労先が決定した場合、入園調整を行う関係上、「保育を必要とする事由」は 申込時点で申告された「求職活動」となります。

また、保護者のいずれかが、申込時点ではまだ求職活動を行っていない場合でも、令和8年4月1日より求職活動を行うことを前提条件として、「保育を必要とする事由」を「求職活動」として申し込むことが可能です。

(6) 保育士等として就労(予定含む) する場合

保育士等として勤務予定の方のお子さんが、保育園・認定こども園に入園しやすくすることで、保育士等として勤務しやすい環境を整え、上越市内における入園可能児童数の確保につなげることを目的として、保護者のいずれかが、以下の条件に全て該当する場合、入園調整において加算対象(指数 4)となります。

①該当する条件(全てに該当する必要あり)

	申込時点で、「保育士」または「幼稚園教諭」の資格を取得済みである。
	※取得予定は対象外です。
	令和8年4月1日から5月1日までの間に、保育士等として勤務予定または復職予定
	である。※採用試験受験予定の場合等は対象外です。申込時点で、勤務することが決定
	している場合のみ対象となります。
	勤務(予定)先は以下のいずれかの施設である。
	①公立保育園・公立幼稚園
	②私立保育園・認定こども園・上越教育大学附属幼稚園
	③企業主導型保育園・事業所内保育室

②手続きに必要な書類

- ◆保育士等の子どもの保育園・認定こども園利用に係る申立書 ※申込書類受け取り時に各園にて申し出てください
- ◆資格証の写し
- ◆勤務することが決定している施設の「就労証明書」
- ③入園までの手続きの流れ 他の入園申込書類と一緒に第 1 希望の園に提出してください。



(7) お子さんの発達や健康状態に不安がある場合

市内の保育園・認定こども園では、障がいがあるお子さんや発達に不安があるお子さんなど、 特別な配慮を必要とするお子さんに加配保育士等を配置するなどして、安心してお子さんが通 園できる環境を整えています。

4月の入園当初から、安心してお子さんが通園できるよう準備いたしますので、お子さんの 発達や健康状態に不安がある場合は、**申し込み時に入園を希望する園にご相談ください**。

なお、入園調整の選考に影響はありません。

3. 入園申込書類について

(1)公立保育園または私立保育園の場合

配布	提出	書類名	備考
		令和8年度4月入園 保育園・認定こども園 入園手続きのご案内	
		※今お読みいただいている書類です	
0		令和8年度保育園・認定こども園【2号認定・3号認定】一覧(予定)	
0	0	保育園・認定こども園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書	ピンク厚紙
0		保育園・認定こども園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書(記入例)	
0	С	就労証明書(A面)·申立書(B面)	2 部配布
)	※2人で両面を使用せず、保護者それぞれ各1枚を提出してください。	∠ obanıh
0		就労証明書(記入例)・申立書(記入例)	
	0	 「保育を必要とする事由」別の添付書類	(4)表参照
)	「休月で必安にする事品」がの参加者表	各保護者分
0	0	保育料算定基礎資料	
0		保育料算定基礎資料(記入例)	
	*	保育料算定基礎資料の添付書類	(5)表参照
0	0	発達状況調査票	白色厚紙
	*	お子さんの身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し	
0	*	育児休業からの復職についての誓約書	
0	*	保育士等の子どもの保育園・認定こども園利用に係る申立書	
			提示のみ
	0	申込書持参者の本人確認書類(免許証等)	郵送の場合は
			写しを同封。

★…該当者のみ提出



(2) 認定こども園(2・3号認定)の場合

配布	提出	書類名	備考
0		令和8年度4月入園 保育園・認定こども園 入園手続きのご案内	
		※今お読みいただいている書類です	
0		令和8年度保育園・認定こども園【2号認定・3号認定】一覧(予定)	
		保育園・認定こども園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書	
0	0	※入園申込書は園独自の様式となる場合があります。その場合でも、教	
		育・保育給付認定申請書として使用するため、提出は必要です。	
0		保育園・認定こども園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書(記入例)	
		就労証明書(A面)·申立書(B面)	2 立[而] 在
	〇 ※2 人で両面を使用せず、保護者それぞれ各 1 枚を提出してください。		2 部配布
0		就労証明書(記入例)・申立書(記入例)	
	0	 「保育を必要とする事由」別の添付書類	(4)表参照
		「休月で必安と9る事田」別の派刊音類 	各保護者分
0	0	保育料算定基礎資料	
0		保育料算定基礎資料(記入例)	
	*	保育料算定基礎資料の添付書類	(5)表参照
	*	お子さんの身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し	
0	*	育児休業からの復職についての誓約書	
0	*	保育士等の子どもの保育園・認定こども園利用に係る申立書	
			提示のみ
	0	申込書持参者の本人確認書類(免許証等)	郵送の場合は
			写しを同封。

★…該当者のみ提出

(3) 認定こども園(1号認定)の場合

	07 billion C C C C C C C C C C C C C C C C C C C					
配布	提出	書類名	備考			
0		令和8年度4月入園 保育園・認定こども園 入園手続きのご案内				
		※今お読みいただいている書類です				
0	0	保育園・認定こども園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書				
		※教育・保育給付認定申請書として使用します。				
0		保育園・認定こども園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書(記入例)				
0	0	保育料算定基礎資料				
0		保育料算定基礎資料(記入例)				
	*	保育料算定基礎資料の添付書類	(5)表参照			
			提示のみ			
	0	D 申込書持参者の本人確認書類(免許証等)	郵送の場合は			
			写しを同封。			

★…該当者のみ提出

(4)「保育を必要とする事由」別の添付書類

	保育を必要とする事由	必要書類		
1 就	・企業等に勤務している人 ・企業等から内定を受けている人	口 就労証明書		
労 ※ 月 48	・育児休業を取得する(している)人で、 令和8年5月1日までに職場復帰する人	□ 就労証明書 ※証明書中の「9 育児休業の取得」欄の記載が 必要です。 □ 育児休業からの復職についての誓約書		
時間以上就労	間 以 上 就 ・自営業(農業を含む)をしている人		□ 就労証明書 ※①~④いずれか 1 つを必ず添付してください。 □ ①事業開始届の写し □ ②代表(証明)者の確定申告書の写し □ ③農家基本台帳の写し □ ④自営業等の就労を確認できる書類	
	妊娠中 (産前 8 週、多胎妊娠は 14 週) から 出産後 8 週以内		□ 母子手帳の表紙の写し □ 母子手帳の出産予定日記載ページ の写し	
3	3 保護者の傷病、障害		傷病の場合 □ 医師の診断書の写し障害の場合□ 身体・精神・療育手帳の写し	
4	4 親族を常時、介護・看護する必要がある場合		対象の親族について次のいずれか1つ 医師の診断書の写し 身体・精神・療育手帳の写し 介護認定証等の写し	
5	災害復旧の期間中	□ 申立書	ロ り災証明書の写し	
6	求職活動(起業準備を含む)		□ 求職カード等の写し □ 申立書内の「誓約書」欄に署名	
	7 就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む)		□ 在学証明書等の写し□ 時間割等のスケジュールがわかるもの	
	虐待やDVから子どもを保護する必要がある場合		次のいずれか 1 つ	
	その他、上記以外の事由で保育を必要とする場合		□ 事情や状況の分かる書類の写し	

※就労証明書と申立書は1 枚に両面印刷されていますので、どちらか一方の面のみご使用ください。 父母で保育事由が異なる場合に、2 人で両面1枚を使用しないようご注意ください。

(5) 保育料算定基礎資料の添付書類

①添付書類一覧(「保育料算定基礎資料」の裏面に貼付けて提出してください)

必要な人	添付書類
	「令和7年度住民税所得課税(非課税)証明書」または 「令和7年度住民税決定・変更通知書」(写し可)
令和6年分所得の確定申告または 市民税・県民税申告がお済みでない人 (対象者には個別で連絡いたします。)	○令和7年1月1日時点でお住まいになっていた市区町村の 税務担当課へ申告をしてください。(令和7年1月1日時 点で上越市に在住の場合は、当市税務課で申告後、本人控 えの写しをご提出ください。) ○海外勤務者で日本での課税がない場合は、令和6年中の所 得がわかる書類を提出してください。
令和7年1月1日現在、他の市区町村に お住いの人で、 保育料算定基礎資料の入園申込み時点で 市外にお住まいの人 (単身赴任等も含みます)	「マイナンバーカードや通知カード(写し)」 ○入園申し込み時点で上越市に転入済である場合は不要です。 ○海外勤務者で日本での課税がない場合は、令和6年中の所得がわかる書類を提出してください。
きょうだいが幼稚園を利用している人 (1号認定を受けていない場合)	「在園証明書」 〇1 号認定を受けている場合は不要です。
未就学のきょうだいが特別支援学校等を 利用している人	「在園証明書」 〇特別支援学校等 ・・・特別支援学校幼稚部、児童発達支援、 医療型児童発達支援、 情緒障害児短期治療施設通所部
別居の子どもがいる人	生計を一にしていることが確認できる書類 例:「別居の子の保険証(写し)」 ※別居の子の「マイナ保険証の資格情報の写し」や 「資格確認書の写し」でも可 ○同居する子どもについては、添付書類は不要です。
表面「3. 家庭の状況」において 障害基礎年金 (障害厚生年金) の受給者に 該当する人	「障害基礎年金(障害厚生年金)の年金証書 (写し)」

②特記事項

- ○保育料算定基礎資料の提出がない場合は、**一番高い保育料が適用されます**ので、ご注意ください。
- ○父母の市民税が非課税の場合は、同一世帯の祖父母等の市民税額で算定することがあります。
- 〇離婚調停中等について、ひとり親とみなして算定する場合がありますので、事実を確認できる書類等 をご準備の上、幼児保育課へご相談ください。
- 〇令和8年4月から8月までの保育料は、令和7年度の市民税額で決定します(毎年9月が保育料の切り替え時期になります)。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

令和7年度の市民税額に基づく保育料

令和8年度の市民税額に基づく保育料

<参考: 令和6年度の保育料の負担軽減措置(無償化以外の軽減措置)>

所得要件	対象世帯		軽減内容
年収約 470 万円	<u>ひとり親</u> 世帯等 ^{*3}	市民税所得割合算額*1 が 97,000円未満の世帯	生計を一にする*2子どもであれば、第 1子以降の保育料は無料
未満相当	その他	<u>市民税所得割合算額</u> *1 が 97,000 円未満の世帯	生計を一にする*2子どもであれば、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料は半額(非課税世帯は無料)、第3子以降は無料
所得要件なし	18 歳未満の子どもが3 人以上いて 第3子以降の児童が3歳未満児で 入園している世帯		第3子以降の保育料は1/4
	保育園等に同	時入園している場合	入園している最年長の子どもから数え て2人目は半額、3人目以降は無料

- ※1…保育料算定対象者の市民税所得割額の合計
- ※2…必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
- ※3…同居(同一住所)の祖父母等がいない母子(父子)のみ世帯や障がい者(児)と生計を一にしている世帯

(6) 個人番号(マイナンバー)の取り扱いについて

マイナンバー法(※)の施行に伴い、保育園・認定こども園の入園申込書類に、保護者及び入園児童のマイナンバーを記載していただく必要があります。

入園申込書類を園に提出する際には、申込書持参者の本人確認書類の提示が必要になりますので、下記の本人確認書類の例を参考に、必ずご持参ください。なお、郵送にてご提出される場合は、本人確認書類の写しを入園申込書類とあわせて送付ください。

(※) 正式名称は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

≪本人確認書類の例≫

- マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体・精神・療育手帳、特別永住者証明書 等 ※顔写真付きの本人確認書類が必要です。
 - ※本人確認書類の用意ができない場合は、第 1 希望の園または幼児保育課までお問い合わせください。

【マイナンバーに関する取り扱いについてよくある質問】

- Q1 保育園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書のマイナンバーは必ず記入しなければなりませんか?
- A1 マイナンバー法により、マイナンバーを記入していただく必要があります。未記入でも受理しますが、 代わりの本人確認書類の提出をいただくことがあります。保護者の皆様には、できる限り記入してくだ さるようお願い申し上げます。
- Q2 保育園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書のマイナンバーはどのように使うのですか?
- A2 他の自治体との情報連携により、場合によっては保護者が給付認定や保育料に関する証明書類を取得する必要がなくなることもあります。
- Q3 マイナンバーの写しの提出を求められることはありますか?
- A3 4月~8月入園で令和7年1月1日現在(9月以降入園は令和8年1月1日現在)の住所地が市外で、入園日以後の住所地も単身赴任等で市外である場合は、マイナンバーに間違いがないか確認する必要がありますので、「マイナンバーカード」または「通知カード」の写しの提出をお願いしています。
- Q4 保育園・認定こども園の職員に知られてもよいのですか?
- A4 マイナンバーを含め児童や保護者の情報については、公立・私立を問わず児童福祉法により守秘義務が課せられています。
- Q5 マイナンバーの記載された書類はどのように管理するのですか?
- A5 提出された保育園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書は、保育園・認定こども園の鍵のかかるロッカー等で保管され、保育園・認定こども園から幼児保育課(総合事務所市民生活・福祉グループ)に 提出されます。幼児保育課(総合事務所市民生活・福祉グループ)でも鍵のかかるロッカーで厳重に保管します。
- Q6 保育園・認定こども園の職員にマイナンバーを見られずに提出する方法はありますか?
- A6 保育園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書を封筒に入れて封をする等の方法で、提出いただくことも可能です。

(7) 申し込み時の注意事項

- ◆記入箇所は漏れなく記入してください。
- ◆不足書類が無いよう、提出期限までに必ず提出してください。
- ◆申請された内容が事実と異なる場合は、入園を取り消すことがあります。全ての書類は事 実に基づいて正確に記入してください。

(8) 各種様式の市ホームページ掲載について

市ホームページに、入園に係る各種様式・資料等を掲載しています。 下記の二次元コードからアクセスしてください。

≪市ホームページ 新年度入園案内二次元コード≫



入園選考の基準表や令和 8 年度 の保育料表(案)、よくある質問 なども掲載しています。申し込み の参考としてください。

入園申込書類は一部のみの掲載 です。掲載が無い様式は、第1希 望の園にてお受け取りください。

